

## 地方独立行政法人長野県立病院機構 中期目標案、中期計画素案

病院事業局

中期目標案	中期計画素案
<p><b>前文</b></p> <p>本県の県立病院は、地域の要請を受けながら整備が進められ、現在では須坂、駒ヶ根、阿南、木曾、こどもの5病院が、県の医療政策を担う病院として、地域医療や高度・専門医療を提供している。</p> <p>近年、医療を取り巻く環境が大きく変化しており、県立病院が今後とも「安心で質の高い医療」を継続的かつ効率的に提供していくためには、安定した経営基盤を確立する必要がある。</p> <p>県は、県立病院を時代の変化に即応できる組織として、また、医師をはじめとする医療従事者が集い、常に質の高い医療が提供できる組織として機能させるためには地方独立行政法人という経営形態が最もふさわしいと判断した。</p> <p>県は、ここに次の項目を基本とする中期目標を、地方独立行政法人長野県立病院機構（以下「病院機構」という。）に示すものであるが、病院機構は常に県民への責任を認識し、法令遵守はもとより高い倫理観に支えられた組織として、その責務を全うするとともに、従来の行政機関としては発揮し得なかった、柔軟かつ自由な発想のもとに、効果的な業務運営に取り組むことにより、県立病院として求められる公的使命を積極的に果たしていくことを望むものである。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 地域における基幹病院として地域の医療を支えるとともに、他の医療機関では対応が困難な高度・専門医療を提供すること。</li> <li>2 県立5病院をネットワーク化して、効率的・効果的に医療を提供するとともに、地域の医療機関との連携を図り、地域全体の医療機能の向上を図ること。</li> <li>3 県民の視点に立って、安全で安心して受けられる医療を提供すること。</li> <li>4 人材の育成・確保に努めるとともに、医療に関する調査・研究を行い、県内医療水準の向上に寄与すること。</li> <li>5 医療環境の変化に迅速かつ確に対応できる、柔軟で自律性の高い組織を構築すること。</li> </ol> <p><b>第1 中期目標の期間</b> 平成22年4月1日から平成27年3月31日までの5年間</p> <p><b>第2 県民に提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</b> 病院機構は、県の医療政策として必要な地域医療、高度医療及び専門医療を提供すること等により、県民の健康の維持及び増進並びに県内医療水準の向上に努めること。</p> <p><b>1 地域医療、高度・専門医療の提供</b></p> <p>(1) 地域医療の提供</p> <p>ア 地域医療の提供（須坂、阿南、木曾病院） 地域の医療需要を見極め、診療体制を整備して医療を提供すること。</p> <p>イ へき地医療の提供（阿南、木曾病院） へき地医療拠点病院として、へき地における住民の医療を確保するため、無医地区への巡回診療を行うこと。また、医師不足に悩むへき地診療所を支援すること。</p> <p>ウ 介護老人保健施設の運営 地域医療を補完するため、阿南、木曾介護老人保健施設の運営を行うこと。</p> <p>(2) 高度・専門医療の提供</p> <p>ア 感染症医療の提供（須坂病院） 県内唯一の第一種感染症指定医療機関、結核指定医療機関、エイズ治療中核拠点病院として、県の感染症対策の一翼を担い、その役割を果たすこと。</p>	<p><b>前文</b></p> <p>地方独立行政法人長野県立病院機構（以下「病院機構」という。）は、県の医療政策を担う公立の病院組織であることを深く認識し、それぞれの県立病院が県民から求められている「地域住民の健康を守るかけがえのない病院」、「地域の医療を支える基幹的な病院」、「他の医療機関では対応が困難な高度・専門医療を提供する病院」としての役割を確実に果たすために、地域の医療需要を的確に把握し、診療体制を整備しながら県民の視点に立った安全で安心な医療を提供する。</p> <p>また、5つの県立病院が有する人的・物的・知的資産を有機的に連携させて有効に活用するとともに、地域の医療・保健・福祉機関や県内外の医療機関、大学附属病院等との連携を図り、地域全体の医療機能の向上に貢献する。</p> <p>そのためにも、優れた人材の組織的な育成・確保と医療に関するたゆまぬ調査・研究に努めるとともに、柔軟で自主性・自律性・専門性に富んだ経営体制を確立するなど、医療と経営の質を向上させる取り組みに力を注いで医療機関としての機能の向上を図り、積極的な業務運営の改善に取り組んで安定した経営基盤の構築を進める。</p> <p>病院機構は、ここに定める中期計画に従い、職員一丸となって全力をあげて取り組み、長野県知事から示された中期目標を確実に達成し、県立病院としての公的使命を積極的に果たしていくものとする。</p> <p><b>第1 県民に提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置</b> 病院機構は、常に医療機関としての機能の向上に努めるとともに、地域との連携を図りながら、県の医療政策として必要な地域医療、高度医療及び専門医療を確実に提供していく。</p> <p><b>1 地域医療、高度・専門医療の提供</b></p> <p>(1) 地域医療の提供</p> <p>ア 地域医療の提供（須坂、阿南、木曾病院） 須坂、阿南及び木曾病院は、地域の中核病院として診療機能の充実を図り、地域の医療需要に応じた初期医療及び二次医療サービスの提供を行うとともに、地域の救急病院として夜間診療体制の充実等により救急患者の受け入れ体制を強化する。 また、関係市町村並びに地域の医療機関及び保健・福祉施設と連携して、地域において県立病院が担うべき在宅医療（訪問診療・看護、訪問リハビリ）、検診業務の充実を図る。</p> <p>イ へき地医療の提供（阿南、木曾病院） 町村並びに地域の医療、保健及び福祉施設との連携のもと、無医地区への巡回診療を行う。また、医師不足に悩むへき地診療所等からの要請に基づき医師を派遣するなどの支援を積極的に行う。</p> <p>ウ 介護老人保健施設の運営 阿南、木曾病院の付帯施設として、病院との機能分担と連携を図りながら充実したサービス等を提供する。</p> <p>(2) 高度・専門医療の提供</p> <p>ア 感染症医療の提供（須坂病院） 県内唯一の第一種感染症指定医療機関及び結核指定医療機関として、必要時に直ちに感染症病棟を稼働し適切な対応ができる体制の強化や、結核患者を受け入れ治療ができる体制を維持するとともに、県内唯一のエイズ治療中核拠点病院として、県内エイズ対策の中心的役割を果たす。 また、県と協力して感染症の発生予防・まん延防止などの感染症対策を推進する。</p>

<p>イ 精神医療の提供（駒ヶ根病院）      県の政策的な精神医療を担う病院として、精神科の救急・急性期医療を充実し、児童思春期精神疾患の専門医療及びアルコール・薬物依存症の入院専門医療を提供すること。</p> <p>ウ 高度小児医療、周産期医療の提供（こども病院）      県における高度小児医療を担う病院として、二次医療圏では対応できない高度な小児医療及び救急救命医療を提供すること。      「総合周産期母子医療センター」は、信州大学医学部附属病院やその他産科医療機関と連携を図りながらその役割を果たすこと。</p> <p>エ がん診療機能の向上（須坂、阿南、木曾、こども病院）      県立病院のがん診療機能の向上を図ること。</p> <p>(3) 災害医療の提供      長野県地域防災計画に基づく県立病院の役割を果たすこと。また、木曾病院は木曾地域（二次医療圏）における災害拠点病院としての役割を果たすこと。</p> <p>(4) 医療観察法（※）への対応      駒ヶ根病院を、医療観察法に基づく指定入院医療機関として整備し、その運営を行うこと。      (※) 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成15年法律第110号）</p> <p>2 5病院のネットワークを活用した医療の提供及び地域医療への貢献</p> <p>(1) 5病院のネットワークを活用した医療機能の向上      ア 県立病院間の診療協力体制の充実強化      各県立病院の特長を活かした相互協力体制を構築すること。      県立病院間における医師等の派遣などにより、医療供給体制の充実を図ること。</p> <p>イ 情報の共有化と活用      各県立病院が保有する情報を共有できるネットワークシステムの構築を進め、各種データを活用して医療機能の向上を図ること。なお、システム構築に当たっては、セキュリティの確保に十分な配慮をすること。</p> <p>(2) 地域の医療機関との連携等      ア 地域の医療機関との連携      地域との連携体制を強化し、他の医療機関との機能分担を進めて、患者紹介・逆紹介を積極的に行うなど、県立病院の持つ医療機能を効率的・効果的に提供できる体制づくりを進めること。</p>	<p>イ 精神医療の提供（駒ヶ根病院）      県の政策的な精神医療を担う病院として、次に掲げる精神医療を提供するとともに、南信地域の精神科中核病院として地域における精神医療を担う。      また、地域との連携や訪問看護機能の強化を図り、患者の地域生活への移行と継続的なケアを推進する。      なお、精神科救急情報センター事業を引き続き県から受託し運営する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 24時間体制の救急・急性期医療を行うことにより、精神科の救急・急性期医療を充実する。</li> <li>・ 専門病棟を開設し、児童思春期の精神疾患患者に対する福祉、教育機関と連携した専門診療機能を充実する。</li> <li>・ アルコール・薬物依存症の入院専門医療を行う体制を整備するほか、自助グループとの連携及び早期発見・早期治療に向けた医療、福祉機関等への研修の充実を図る。</li> </ul> <p>ウ 高度小児医療、周産期医療の提供（こども病院）      県における高度小児医療、総合周産期医療の拠点施設として、他の医療機関との役割分担を明確にしたうえで十分な受け入れ態勢を確保し、次に掲げる高度な小児医療、救急救命医療及び周産期医療を提供する。また、駒ヶ根病院と連携して、こどもの心の診療（児童思春期における発達障害等の精神疾患に対する専門医療）の充実を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高度小児医療、救急救命医療          一般の医療機関では対応が困難な高度な小児医療の中核病院としての機能を充実する。また、全県的立場で小児の重症患者を診療するとともに、県内各医療圏で整備が進む小児救急医療体制で対応できない部分の後方支援病院として、救急体制の整備を進める。</li> <li>・ 周産期医療          県の総合周産期母子医療センターとしての機能を維持向上させ、県内産科医療機関と連携を図りながら胎児救急を主体として機能するとともに、内科・外科などの専門医療も必要とする母体救急については信州大学医学部附属病院などとネットワーク体制を構築する。</li> </ul> <p>エ がん診療機能の向上（須坂、阿南、木曾、こども病院）      県民に対してがんの予防、早期発見に関する情報提供を行うとともに、がんの治療、療養、社会復帰、緩和ケアなど、それぞれの場面に応じた質の高い医療サービスを提供するため、専門医療技術者の確保や技術水準の向上に努め、他の医療機関等と連携して地域におけるがん対策の向上を図る。      なお、がん診療機能を向上させるため、須坂病院に内視鏡センターを設置する。</p> <p>(3) 災害医療の提供      災害発生時には、各県立病院が長野県地域防災計画に基づいて関係機関等と連携しながら適切な医療活動を行う。このため、各県立病院は日ごろから災害用医薬材料品等を備蓄する。なお、木曾病院は木曾地域における災害拠点病院として機能するほか、DMAT（災害派遣医療チーム）の運用を行う。</p> <p>(4) 医療観察法（※）への対応      県の精神医療政策の一環として、駒ヶ根病院を医療観察法に基づく指定入院医療機関として整備し、同法の処遇対象者が社会復帰するために必要な医療を行う。      (※) 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成15年法律第110号）</p> <p>2 5病院のネットワークを活用した医療の提供及び地域医療への貢献</p> <p>(1) 5病院のネットワークを活用した医療機能の向上      ア 県立病院間の診療協力体制の充実強化      各県立病院間で医師等を相互派遣しやすい体制を整備して、相互協力体制や医療供給体制を充実することにより、病院機構が持つ人的・物的機能を有効に活用していく。</p> <p>イ 情報の共有化と活用      県立病院間で医療に関する情報を共有化できる体制を整備することにより、病院機構全体として地域の医療需要の動向を把握して、このデータに基づいた医療提供体制を構築する。なお、これに合わせて適切な情報セキュリティが確保される体制の整備を進める。</p> <p>(2) 地域の医療機関との連携等      ア 地域の医療機関との連携      地域の医療需要に適切に対応していくために、地域の医療機関と連携を図りながらそれぞれの医療機能を有効に活用できる体制の整備を進め、患者に最も適した医療サービスの提供ができるように、患者の相互紹介や地域連携クリニカルパス（地域内で各医療機関が共有する、患者に対する治療開始から終了までの全体的な治療計画）の作成等を進めていく。</p>
--	---

<p>イ 地域の医療機関への支援 各県立病院の持つ人的・物的な医療資源を活用した地域医療機関への支援体制を充実させ、地域医療全体の機能向上を図ること。</p> <p><b>3 県民の視点に立った安全・安心な医療の提供</b></p> <p>(1) より安心で信頼できる医療の提供</p> <p>ア 医療安全対策の実施 安全で安心な医療を提供するために、医療事故等を防止するための医療安全対策を徹底するとともに、院内感染防止対策を確実に実施すること。同時に、医薬品及び医療機器に係る安全管理体制を整備すること。</p> <p>イ 患者中心の医療の実践 患者の権利を尊重し、信頼と満足が得られる医療サービスを提供すること。 患者に対する十分な説明と同意（インフォームド・コンセント）に基づいた医療サービスを提供するとともに、クリニカルパス（入院患者の治療計画を示した日程表）の適用を進め、患者や家族の負担軽減を図りながら効果的な治療を行うこと。 また、患者が安心できるセカンドオピニオン（診断や治療方法について主治医以外の医師の意見を聞くこと。）の実施に努めること。</p> <p>ウ 適切な情報管理 長野県個人情報保護条例及び長野県情報公開条例に基づき適切な情報管理を行うこと。 特にカルテなどの個人情報の保護を徹底するとともに、患者及びその家族への情報開示を適切に行うこと。</p> <p>エ 電子化の推進 医療の質的向上や安全性向上のため、電子カルテシステムを順次導入し、業務の電子化を進めること。</p> <p>オ 医療機器の計画的な更新・整備 良質な医療を持続的に提供することができるように、資金計画を策定した上で医療機器の更新・整備を進めること。</p> <p>(2) 患者サービスの一層の向上</p> <p>ア 診療待ち時間の改善 外来診療・検査等の待ち時間の改善に努め、患者サービスを向上させること。</p> <p>イ 患者の満足度の向上 患者を対象とした満足度調査を定期的に行い、患者サービスの改善に努めること。</p> <p>ウ 患者の利便性向上 クレジットカードによる料金支払いやコンビニエンスストアでの料金収納など、患者の利便性の向上に資する取り組みを行うこと。 また、ホームページ等を通じて病院情報を積極的に公開すること。</p> <p>(3) 地域との協力体制の構築</p> <p>ア ボランティア団体、市町村等との連携 県立病院への理解を深め、医療サービスの向上を図るため、地域やボランティア団体、市町村等との連携を強化し、協力体制を構築すること。 また、積極的に広報活動を行って、地域住民の県立病院に対する理解を深めてもらおう努力をすること。</p>	<p>イ 地域の医療機関への支援 県立病院が保有するCT、MRI等の高度医療機器を地域医療機関へ開放して機器の共同利用を促進し、地域医療の充実を図る。 また、要請に応じて他の医療機関へ医師等を派遣することや、地域で開催される症例研究会等において最新の取り組みを紹介することなどを通じて、地域医療機関等への支援を行う。</p> <p><b>3 県民の視点に立った安全・安心な医療の提供</b></p> <p>(1) より安心で信頼できる医療の提供</p> <p>ア 医療安全対策の実施 病院機構本部に医療安全対策担当を置き、各県立病院と連携を取りながら医療安全対策、医療事故に関する情報の収集・分析を的確に行うほか、病院機構として統一した医療安全管理基本指針を定めるなど、医療安全対策の充実を図る。 また、患者や職員を感染症から守るため、県立病院間で情報の共有化を図りながら、有効な院内感染の発生予防対策や、発生時における拡大防止対策を推進する。</p> <p>イ 患者中心の医療の実践 質の高い医療・看護を行うため、チーム医療の推進や看護体制の充実を図る。 患者やその家族が十分な理解と信頼のもとで検査・治療が受けられるようにするため、インフォームド・コンセント（患者に対する十分な説明と同意）の一層の徹底を図る。 患者の負担を軽減するとともに、最も効果的な医療を提供するために、EBM（科学的な根拠に基づく医療）を推進し、各県立病院の状況に即したクリニカルパス（入院患者の治療計画を示した日程表）の適用を進める。 患者が主治医以外の医師の意見・判断を求めた場合に適切に対応できる、セカンドオピニオン体制の充実を図る。</p> <p>ウ 適切な情報管理 長野県個人情報保護条例及び長野県情報公開条例の実施機関として、条例に基づいた適切な情報管理を行うとともに、病院機構として個人情報保護規程を定めて、カルテなどの個人情報の適正な取り扱いに万全を期す。また、患者及びその家族への情報開示を適切に行う。</p> <p>エ 電子化の推進 医療の質的向上や安全性向上のため、システム更新時や改築時期等に併せて、オーダーリングシステム、電子カルテ及び医事会計システム等の導入・更新を順次進め、病院の電子化を図る。 なお、システムの導入・更新に当たっては、互換性・経済性を考慮し、可能な限り共通化を図る。</p> <p>オ 医療機器の計画的な更新・整備 安全で質の高い医療を提供するため、将来を見通した資金計画を策定した上で計画的な医療機器の更新・整備を行う。 なお、医療機器の更新・整備に際しては、機能や価格について十分な検討を行うとともに、該当機器の稼働率も考慮する。</p> <p>(2) 患者サービスの一層の向上</p> <p>ア 診療待ち時間の改善 毎年、待ち時間調査を実施するとともに、創意工夫により外来診療・検査等の待ち時間の改善に取り組む。 また、患者が待ち時間中に利用できる院内アメニティーの改善を検討する。</p> <p>イ 患者の満足度の向上 来院者の立場に立った、心のこもった接遇が実践できるための研修会を行う。 入院患者、外来患者を対象とする患者満足度調査を毎年度実施し、患者サービスの向上に活かす。</p> <p>ウ 患者の利便性向上 クレジットカードによる決済方式を順次導入するほか、コンビニエンスストアでの料金収納を導入する。 来院者があらかじめ県立病院に関する情報を容易に入手し、安心して県立病院を利用できるように、ホームページ上における診療情報等を充実させる。また、市町村の広報誌など各種媒体を活用して病院情報の積極的な広報に努める。</p> <p>(3) 地域との協力体制の構築</p> <p>ア ボランティア団体、市町村等との連携 県立病院ごとに、地域住民やボランティア団体等各種団体、市町村との連携を密にできる体制を整備し、地域における医療、保健、福祉を始めとする各種活動に参画する。 また、病院祭の開催などを通じて地域との交流を深め、県立病院の活動を広</p>
---	--

<p>イ 病院運営に関する地域の意見の反映      県立病院の運営について、地域住民の意見を取り入れる組織を設置し、地域との積極的な連携を図ること。</p> <p>4 人材の育成・確保と県内医療水準の向上への貢献      (1) 研修体制と医療従事者確保対策の充実      ア 研修体制の構築      (ア) 研修システムの構築      各県立病院の持つ特長を活かした研修システムを構築し、研修体制を強化することにより医師をはじめとする職員の知識・技術の向上を図ること。</p> <p>(イ) 臨床研修医の積極的な受入れ      魅力ある研修システムを構築し、初期（卒後）臨床研修医及び後期（専門）臨床研修医の確保に努め、県内医療機関への定着を図ること。</p> <p>(ウ) 認定資格等の取得の推進      認定看護師・専門看護師の資格取得を促し、看護水準の向上を図ること。      医療技術職を対象とした専門的な研修体制等を充実するとともに、病院機能の向上に資する認定資格の取得を奨励し、技術水準の向上を図ること。</p> <p>(エ) 大学院等への就学支援      県立病院で働きながら、大学院等で学べるシステムを導入して、医療従事者の資質の向上を図ること。</p> <p>イ 医療従事者の確保      多様な勤務形態の導入及び診療等に専念できる環境の整備等を進め、医師をはじめとする医療従事者の確保に努めること。</p> <p>ウ 医療関係教育機関等への支援      県立看護専門学校等の医療関係教育機関へ職員を講師として派遣するとともに、実習の受入れ等を積極的に行い、県内医療従事者の育成に貢献すること。</p> <p>(2) 医療に関する調査及び研究      ア 診療情報等の活用      診療等を通じて得られる診療情報を医療の質の向上のために活用すること。      また、他の医療機関へも情報提供を行い、県内の医療水準の向上に努めること。      なお、個人情報の取扱いには十分留意すること。</p> <p>イ 地域への情報発信      県立病院で行った調査及び研究の成果をホームページや地域との懇談会等を通じて公開していくこと。</p> <p>ウ 医療に関する試験研究への参加      治験（国へ新薬の製造を承認申請するための成績収集を目的とする臨床試験）や医療に関する研究開発事業等に積極的に参加し、医療水準の向上に資すること。</p>	<p>く広報することにより、病院運営に対する地域の理解を深めていく。      なお、木曽病院は、上松町が行う赤沢自然休養林森林セラピー事業と協調した森林セラピードックを充実する。</p> <p>イ 病院運営に関する地域の意見の反映      各県立病院に、市町村、地域住民の代表、病院支援団体及び保健・医療・福祉機関等が参加する病院運営協議会等を設置し、県立病院の運営に地域の意見を反映させる。</p> <p>4 人材の育成・確保と県内医療水準の向上への貢献      (1) 研修体制と医療従事者確保対策の充実      ア 研修体制の構築      (ア) 研修システムの構築      職員研修の企画運営を行う研修センターを創設し、基礎研修や職種ごとの専門研修など充実した研修カリキュラムを作成・運用して職員の知識・技術を向上させる。      また、職員が積極的に学会等で発表できる環境を整備して、職員の研究意欲の増進につなげる。</p> <p>(イ) 臨床研修医の積極的な受入れ      研修センターの設置により、県立病院のネットワークを活かした特色のある臨床研修プログラムを充実させて臨床研修医の受け入れの拡大を図る。      また、各県立病院の持つ専門性や特長を活かしながら受け入れ体制を整備して、後期（専門）臨床研修医を積極的に受け入れる。</p> <p>(ウ) 認定資格等の取得の推進      看護水準の向上を図るために、認定看護師・専門看護師の資格取得を奨励するとともに、そのための専門研修が受けられる環境を整える。      医療技術職がより高度な医療技術を修得するための研修が受けられる環境を整え、県立病院の医療機能向上のため必要な認定資格の取得を奨励する。</p> <p>(エ) 大学院等への就学支援      県立病院での業務に活かせる知識・技術等を修得するため、病院で働きながら大学院等に進学できる環境を整備する。      また、自己研鑽のために大学院等への進学を希望する職員に対しても、一定の配慮を行う。</p> <p>イ 医療従事者の確保      研修システムの構築に加え、医師をはじめとする医療従事者が魅力を感じる多様な雇用形態や勤務形態の整備及び医師等の負担を軽減するための医療クラーク（医師事務作業補助者）等の導入などにより医療従事者の確保に努めるとともに、県立病院への定着を図るための環境を整備する。      また、病院機構に就職を希望する看護学生に対する修学資金貸与制度を創設し、看護師等の確保を図る。</p> <p>ウ 医療関係教育機関等への支援      県内での活躍が期待される医療従事者等の育成に資するため、医療関係教育機関からの要請に基づいて職員を講師として派遣するとともに、県立病院の持つ機能を活用して実習の受入れ等を積極的に行う。</p> <p>(2) 医療に関する調査及び研究      ア 診療情報等の活用      情報通信技術を活用し、これまで県立病院に蓄積された診療情報を適切に保存・管理するとともに分析し、医療の質の向上に活用する。また、必要に応じて他の医療機関へも情報提供を行い、共同研究等を通じて県内の医療水準の向上に取り組む。      なお、病院機構として個人情報保護規程を定め、個人情報の取り扱いと保護に十分な注意を払う。</p> <p>イ 地域への情報発信      地域における健康に対する関心を高め、健康維持・増進に対する取り組みを促すために、ホームページや地域との懇談会、各種講演会等で県立病院の調査及び研究の成果等を公開し、県民の健康増進に寄与するとともに県立病院に対する信頼の向上にもつなげる。</p> <p>ウ 医療に関する試験研究への参加      治療の効果や安全性を高めるために、各県立病院の持つ機能、特長を活かして治験（国へ新薬の製造を承認申請するための成績収集を目的とする臨床試験）を推進する。治験の実施に際しては、治験に参加する患者の人権と安全に問題が生じないように十分な配慮をする。      また、大学等の研究機関や企業と連携した共同研究等に積極的に取り組み、県内の医療水準の向上を図る。</p>
--	--

### 第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項

地方独立行政法人制度の特長である経営体としての柔軟性・自律性・迅速性を活かして業務運営の改善・効率化に努めること。また、情報通信技術の活用についても鋭意努めること。

#### 1 組織運営体制の構築

##### (1) 柔軟な組織・人事運営

医療を取り巻く環境の変化に迅速に対応できるように、的確な組織・人事運営を行うこと。

##### (2) 職員満足度の向上

職員の満足度が向上する働きやすい環境の整備に努めること。

##### (3) 医療組織にふさわしい人事評価制度の構築

医療組織に適した、職員の能力や業績を適正に評価する人事評価制度の構築を進めること。

##### (4) 多様な勤務形態の導入

多様な勤務形態を導入して、医師をはじめとする医療従事者の人材確保を図ること。

#### 2 経営体制の強化

##### (1) 病院運営への参画

職員の業務改善に対する意欲を高めて、病院運営へ積極的に参画していく仕組みを作ること。

##### (2) 権限と責任の明確化

県立病院と病院機構本部の権限と責任を明確にして、迅速な意思決定ができるようにすること。

##### (3) 経営部門の体制強化

経営環境の変化に迅速かつ効果的に対応できる体制を充実強化すること。病院特有の事務に精通した職員を育成・確保して専門性の向上を図ること。

#### 3 業務運営の改善

##### (1) 業務運営に必要な指標の把握と活用

クリニカルインディケータ（臨床評価指標）等を整備し、その指標に基づいた医療提供と病院経営が行える体制を構築すること。

##### (2) 効率的な予算の編成と執行

地方独立行政法人制度の特長を活かした、効率的・効果的な予算の編成と執行を行うこと。

##### (3) 病床利用率の向上

効率的な病床管理を行い、病床利用率の向上を図ること。

##### (4) 業務改善の評価

各県立病院の業務改善の成果が適正に評価され、病院機構の定める基準に従い当該県立病院に還元されるシステムを構築すること。

### 第4 財務内容の改善に関する事項

病院機構は、経営基盤を強化し、安定した経営を続けるため、次の目標を達成すること。なお、県は病院機構の中期計画に予定される運営費負担金を適正に負担する。

#### 1 経常収支比率の均衡

### 第2 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

県立病院の機能を維持向上させるため、医療機関に適した組織運営体制、経営体制を構築し、柔軟性・自律性・迅速性に富んだ病院経営を行う。また、業務運営の改善には情報通信技術を十分に活用していく。

#### 1 組織運営体制の構築

##### (1) 柔軟な組織・人事運営

医療環境の変化に迅速に対応し、患者のニーズに沿った安全で安心な医療提供を行うため、年度途中における必要人員の補充等に速やかに対応できるように随時採用ができる制度を導入するほか、病院機構の有する人的資源の有効な活用を図るなど、地方独立行政法人制度の特長を十分に活かした柔軟で的確な組織・人事運営を行う。

##### (2) 職員満足度の向上

就労環境に関する職員ニーズの把握に努め、院内保育所や職員宿舎の整備など、職員の仕事と生活の両立に配慮した働きやすい環境の整備を進める。

##### (3) 医療組織にふさわしい人事評価制度の構築

人材育成、人事管理に活用するための公正で客観的な人事評価制度を構築し、早期の実施を目指す。

##### (4) 多様な勤務形態の導入

必要な人材の確保を図るため、育児を行う医療従事者等が勤務しやすい短時間勤務制度や他の医療機関との相互支援が可能となる兼業制度など、多様な勤務形態を導入する。

#### 2 経営体制の強化

##### (1) 病院運営への参画

病院経営に関する情報等を定期的に職員に周知するほか、業務改善や増収・経費節減策に関する職員提案制度を設けるなどして、職員の病院運営への参画意識を醸成する。

##### (2) 権限と責任の明確化

迅速な意思決定により県立病院の医療機能が最大限に発揮できるように、病院現場の実態に即した権限の付与を行うなど、県立病院と病院機構本部の役割を明確にして効率的な業務運営を行う。

##### (3) 経営部門の体制強化

経営環境の変化に迅速かつ的確に対応して安定的な病院経営を行うため、病院機構本部及び各県立病院の経営企画体制を充実する。また、病院運営や医療事務等に精通した人材を積極的に確保・育成して経営能力等を強化することにより、健全な病院経営を図る。

#### 3 業務運営の改善

##### (1) 業務運営に必要な指標の把握と活用

医療の質を量り、改善するための県立病院共通のクリニカルインディケータ（臨床評価指標）等を整備して情報分析を行うことにより、医療の質を向上させるとともに、安定した経営の確立を図る。

##### (2) 効率的な予算の編成と執行

柔軟かつ弾力的な会計制度を構築するとともに、多様な契約手法を活用して効率的・効果的な予算の編成と執行を行う。  
医薬品・診療材料等の調達に関して、契約方法の見直しなどにより経費削減を図るとともに、診療報酬に係る施設基準を十分に検討して増収策を講じるなど、多面的な経営改善努力を行う。

##### (3) 病床利用率の向上

病床利用率の向上に向けて、県立病院ごとに毎事業年度の目標値を設定したうえで、効率的・弾力的な病床管理を徹底する。

【病床利用率の目標数値を挿入】

##### (4) 業務改善の評価

県立病院の業務改善に向けた意欲的な取り組みを促すため、改善成果の一部を各県立病院に還元して医療水準の向上等に活用できるシステムを導入する。

### 第3 予算（人件費の見積りを含む）、収支計画及び資金計画

病院機構は、県立病院として求められる公的使命を確実に果たすため、「第2 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置」を着実に実践する一方、県からの運営費負担金を適切に確保し、中期目標期間内に経常収支比率100%以上を達成するとともに中期目標期間内の資金収支を均衡させる。

